

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

（一定規模以上の事業用建築物）

第9条 条例第20条第1項に規定する規則で定める規模以上の事業用の建築物(以下「一定規模以上の事業用建築物」という。)は、事業用途に供する部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建築物とする。

（廃棄物管理責任者）

第10条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第20条第2項の規定により当該建築物から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1名選任し、廃棄物管理責任者選任届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

2 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、前項の規定による届出に変更があった場合は、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届により、市長に届け出なければならない。

（一定規模以上の事業用建築物における減量及び再利用計画）

第11条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第20条第3項の規定により次に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書(第2号様式)を毎年5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の種類
- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

（再利用対象物の保管場所）

第12条 条例第20条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所と明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合するものであること。
- (3) 搬入、搬出等の作業が安全かつ容易にできるものであること。
- (4) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 一定規模以上の事業用建築物を建設しようとする者は、条例第20条第6項の規定により再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該建築の確認の申請の前までに、再利用対象物保管場所設置届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

（事業者による処理設備の設置）

第19条 事業者は、条例第27条第2項の処理を行うための設備を設置しようとするときは、環境保全に十分配慮するとともに、あらかじめ市長に届け出て協議しなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第 20 条 条例 40 条第 1 項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物が種類別に分類できるものであること。
- (2) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭がもれないものであること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないものであること。
- (5) その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないものであること。
- (6) 搬入、搬出等の作業の安全が確保できるものであること。
- (7) 保管場所には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。

(一般廃棄物管理票適用対象事業者)

第 21 条 条例第 42 条第 1 項に規定する事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を 1 日平均 200 キログラム以上排出する者
- (2) その他特に市長が指定する者

(事業者の措置)

第 26 条 条例第 42 条第 2 項に規定する事業者は、前条第 4 項の規定により受託者から D 票を回付された場合には、当該 D 票と同条第 1 項の規定により受託者から回付された A 票に記載された事項を照合しなければならない。

- 2 前項の事業者は、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から 1 か月以内に D 票が回付されないとき又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対し必要な確認を行う等適切な措置を講ずるとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存)

第 27 条 条例第 42 条第 1 項及び第 2 項に規定する事業者は、第 25 条第 2 項又は第 4 項の規定により回付された D 票と A 票を一組として、D 票の回付の日から 5 年間保存しなければならない。

- 2 条例第 42 条第 2 項に規定する受託者は、第 25 条第 4 項の規定により回付された B 票をその回付の日から 5 年間保存しなければならない。

(受入基準確認書)

第 27 条の 2 条例第 43 条第 1 項に規定する事業者は、受入基準確認書 (第 4 号様式の 2) を提出し、次条に規定する受入基準に係る検査を受けなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第 28 条 条例第 43 条第 1 項に規定する市長が指定する処理施設での受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に適合したものであること。
- (2) 条例第 35 条第 1 項に掲げるもの以外のものであること。
- (3) 一般廃棄物処理施設に支障をきたさないものであること。

(平 21 規則 68・一部改正)

(清掃指導員)

第 52 条 条例第 69 条に規定する清掃指導員は、町田市職員のうちから、市長が任命する。

2 清掃指導員は、次に掲げる職務を担当する。

- (1) 条例第 68 条第 1 項に規定する立入検査
- (2) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (3) 廃棄物の減量及び再利用に関する指導
- (4) その他市長が必要と認める事項